

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量 新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																								
令和7年12月5日 一部改正	令和6年12月25日 一部改正																																								
<p>長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）</p> <p><b>第1 共通事項</b></p> <p>化学合成農薬及び化学肥料の定義については「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準ずるものとする。なお、地域慣行基準における農薬使用回数とは、のべ有効成分数をいう。</p> <p><b>1 全作物</b></p> <p><b>【化学合成農薬】</b></p> <p>(1) 長野県農作物病害虫発生予察事業実施運営要領第6に基づく発生情報（警報、注意報、地区報に限る。）が発表され、これに基づく特別防除を実施した場合は、当該地区、当該病害虫の防除に係る農薬散布数を特別防除の指示に応じた回数を地域慣行基準に加えることができる。</p> <p>また、自然災害等への対応として農業技術課から発出された技術対策に特別防除が明記され、これに基づく特別防除を実施した場合も同様とする。</p> <p>(2) 殺菌剤又は殺虫剤について、2以上の有効成分を含有する剤（殺菌剤2成分以上または殺虫剤2成分以上）を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。</p> <p>(3) <u>有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬及び別表に掲げる農薬の有効成分は農薬使用回数に含めないものとする。</u></p> <p>(4) 展着剤を使用した場合は、その成分数を農薬使用回数に含めないものとする。</p> <p><b>2 果樹</b></p> <p><b>【化学合成農薬】</b></p> <p>地域の指導機関（支援センター・農協等）から、当該地域に対し慣行防除以外の特別防除が指導された場合は、それにより指示された農薬散布数を地域慣行基準に加える事ができる（ただし、長野県農作物病害虫発生予察事業実施運営要領第6に基づく発生情報に基づく指導と重複して加算しない）。</p> <p><b>3 野菜</b></p> <p>(略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>(別表) 地域慣行基準においてカウントしない農薬の有効成分一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>農薬の有効成分名</th><th>補 足</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	農薬の有効成分名	補 足	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	(削除)		(削除)		<p>長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）</p> <p><b>第1 共通事項</b></p> <p>化学合成農薬及び化学肥料の定義については「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準ずるものとする。なお、地域慣行基準における農薬使用回数とは、のべ有効成分数をいう。</p> <p><b>1 全作物</b></p> <p><b>【化学合成農薬】</b></p> <p>(1) 長野県農作物病害虫発生予察事業実施運営要領第6に基づく発生情報（警報、注意報、地区報に限る。）が発表され、これに基づく特別防除を実施した場合は、当該地区、当該病害虫の防除に係る農薬散布数を1回地域慣行基準に加えることができる。</p> <p>また、自然災害等への対応として農業技術課から発出された技術対策に特別防除が明記され、これに基づく特別防除を実施した場合も同様とする。</p> <p>(2) 殺菌剤又は殺虫剤について、2以上の有効成分を含有する剤（殺菌剤2成分以上または殺虫剤2成分以上）を使用した場合は、1剤につき1回を地域慣行基準に加えるものとする。</p> <p>(3) 別表に掲げる農薬の有効成分は農薬使用回数に含めないものとする。</p> <p>(4) 展着剤を使用した場合は、その成分数を農薬使用回数に含めないものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>3 野菜</b></p> <p>(略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>(別表) 地域慣行基準においてカウントしない農薬の有効成分一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>農薬の有効成分名</th><th>補 足</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤</td><td>除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。</td></tr> <tr> <td>なたね油乳剤</td><td></td></tr> <tr> <td>マシン油エアゾル</td><td></td></tr> <tr> <td>マシン油乳剤</td><td></td></tr> <tr> <td>デンプン水和剤</td><td></td></tr> <tr> <td>脂肪酸グリセリド乳剤</td><td></td></tr> <tr> <td>メタルアルデヒド粒剤</td><td>捕虫器に使用する場合に限ること。</td></tr> <tr> <td>硫黄くん煙剤</td><td></td></tr> <tr> <td>硫黄粉剤</td><td></td></tr> </tbody> </table>	農薬の有効成分名	補 足	除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。	なたね油乳剤		マシン油エアゾル		マシン油乳剤		デンプン水和剤		脂肪酸グリセリド乳剤		メタルアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。	硫黄くん煙剤		硫黄粉剤									
農薬の有効成分名	補 足																																								
(削除)	(削除)																																								
(削除)																																									
(削除)																																									
(削除)																																									
(削除)																																									
(削除)																																									
(削除)	(削除)																																								
(削除)																																									
(削除)																																									
農薬の有効成分名	補 足																																								
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。																																								
なたね油乳剤																																									
マシン油エアゾル																																									
マシン油乳剤																																									
デンプン水和剤																																									
脂肪酸グリセリド乳剤																																									
メタルアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。																																								
硫黄くん煙剤																																									
硫黄粉剤																																									

(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	(削除)
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	(削除)
ポリオキシン(微生物由来天然物資材)	
(削除)	
バリダマイシン(微生物由来天然物資材)	

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、その時点での登録内容を必ず確認してください。

(以下、略)

硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	重曹:特定農薬に該当するもの
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	土着天敵:特定農薬に該当するもの
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	特定農薬に該当するもの
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水和剤	
炭酸カルシウム水和剤	
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
エチレン	特定農薬に該当するもの
電解次亜塩素酸水	特定農薬に該当するもの
ポリオキシン(微生物由来天然物資材)	
カスガマイシン(微生物由来天然物資材)	
バリダマイシン(微生物由来天然物資材)	

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、その時点での登録内容を必ず確認してください。

(以下、略)